

## 第1節 海上交通環境の整備

船舶の大型化，高速化，海域利用の多様化，海上交通の複雑化等を踏まえ，船舶の安全かつ円滑な航行，港湾，漁港における安全性を確保するため，航路，港湾，漁港，航路標識等の整備を推進するとともに，海図，水路誌等の安全に関する情報の充実及びICTを活用した情報提供体制の整備を図る。

海上交通に影響を及ぼす自然現象に関して，船舶の安全かつ円滑な航行に資するため，現在3日先まで実施している台風進路予報を平成21年4月から5日先まで延長する。

国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平16法31）に基づく国際埠頭施設の保

安措置が適確に行われるように実施状況の確認や人材育成等の施策を行うとともに，港湾施設の出入管理の高度化や内航旅客ターミナルの保安施設整備，コンテナ内の放射性物質検知の実証実験を進め，港湾における保安対策を強化する。

- 1 交通安全施設等の整備
- 2 交通規制及び海上交通に関する情報提供の充実
- 3 高齢社会に対応した旅客船ターミナル等の整備
- 4 港湾の保安対策の推進

## 第2節 海上交通の安全に関する知識の普及

海上交通の安全を図るためには，海事関係者のみならず，マリンレジャー愛好者，更には広く国民一人ひとりの海難防止に関する意識を高める必要がある。そのため，あらゆる機会を通じて，海難防止思想の普及に努める。

さらに，各種船舶の特性や海難の実態に即したより具体的，より効果的な安全指導を行う。

- 1 海難防止思想の普及
- 2 民間組織の指導育成
- 3 海難の原因究明結果の活用
- 4 外国船舶に対する情報提供等
- 5 台風等特異気象時における安全対策の強化

### 第3節 船舶の安全な運航の確保

海事関係者の知識・技能の維持向上や安全な運航に係る体制を確立することにより、船舶の運航面からの安全の確保を図る。

そのため、船員、水先人、旅客船事業者及び内航海運業者の資質の向上、船舶の運航管理等の充実に関し、運航労務監査の強化、重大事故発生時の再発防止対策等を推進するとともに、事業者の経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の構築の推進やその構築状況を国が評価する「運輸安全マネジメント制度」の充実、また、船舶所有者が自主的に船員災害に係るリスクアセスメントとPDCAサイクルという一連の過程を定めて継続的な改善を行うことにより安全衛生水準の継続的かつ段階的な向上を図る「船内労働安全衛生マネジメントシステム」

のガイドラインの普及促進等を図る等、船員災害防止に向けた計画的な取組を行う。

さらに、船員を取り巻く環境変化を踏まえ、船舶の運航に関する学術の教授や航海実習を行う各船員教育機関の教育訓練内容等について、行政の減量・効率化の要請にも的確に対応しつつ、改善を図る。

海難の再発防止や被害の軽減に資するよう、引き続き的確な原因究明を行う。

- 1 船員の資質の向上
- 2 船舶の運航管理等の充実
- 3 船員災害防止対策の推進
- 4 新水先制度の適確な推進
- 5 海難原因究明体制の充実

### 第4節 船舶の安全性の確保

船舶の安全性を確保するため、国際的な協力体制の下、船舶の構造、設備、危険物の海上輸送及び安全管理システム等に関する基準の整備並びに検査体制の充実を図るとともに、我が国に入港する外国船舶に対し、海上人命安全条約等に基づく船舶の航行の安全等に関する監督を推進する。さらに、ユニバーサルデザインの観点も考慮した必要な対策を講ずる。

- 1 船舶の安全基準等の整備
- 2 重大海難の再発防止
- 3 危険物の安全審査体制の整備
- 4 船舶の検査体制の充実
- 5 旅客船事業者等による船舶の安全管理体制構築の普及促進
- 6 外国船舶の監督の推進

### 第5節 小型船舶等の安全対策の充実

海難全体の大半を占める小型船舶等による海難の防止を図るため、マリレジャー愛好者、漁業関係者が自ら安全意識を高めることに加え、安全に運航できる環境の整備及び救助体制の強化が必要不可欠である。

このため、ポートパーク等の整備、ミニボートの安全対策、ライフジャケットの着用、ヘリコプターを活用した機動救難体制の拡充等を推進する。

さらに、船員災害防止基本計画及び船員災害防止実施計画に基づき、高年齢船員や漁船等の死傷災害

防止対策を推進する。

また、過去の火災事例をトン数、船齢、発生原因等の視点から分析し、施設等に関する有効な火災防止措置等について検討を行う。

- 1 ポートパーク、フィッシャリーナ等の整備
- 2 漁船等の安全対策の推進
- 3 プレジャーボート等の安全対策の推進
- 4 ライフジャケット着用率の向上
- 5 海難等の情報の早期入手

### 第6節 海上交通に関する法秩序の維持

海上交通のふくそうする航路等における航法に関する指導取締り及び海難の発生に結びつくおそれのある事犯に関する指導取締りの実施に加え、特に海

上輸送やマリレジャー活動が活発化する時期等には、指導取締りを強化し、海上交通に関する法秩序の維持を図る。

### 第7節 救助・救急活動の充実

海難等による死者・行方不明者を減少させるためには、海難等の情報の早期入手、精度の高い漂流予測、救助勢力の早期投入、捜索救助・救急救命能力の強化等が肝要である。このため、ヘリコプターの機動性、高速性等を活用した機動救難体制の拡充によるレスポンスタイムの短縮、救急救命士による高度な救急救命体制の充実等救助・救急活動の充実を

図る。

- 1 海難等の情報の収集処理体制の充実
- 2 海難救助体制の充実・強化
- 3 海難救助技術の向上
- 4 洋上救急体制の充実

### 第8節 被害者支援の推進

船舶の事故により、旅客、第三者等に与えた損害に関する船主等の賠償責任に関し、損害水準の変動等を勘案して適正化を図るとともに、保険契約締結命令の適用範囲の拡大に伴い、関係者への周知徹底及び保険契約締結の充実強化を図る。

また、被害者等の心情に配慮した対策の推進を図る。特に、大規模事故が発生した場合に、海上保安庁、警察、医療機関、地方公共団体、民間の被害者支援団体等が連携を図り、被害者を支援する。

### 第9節 研究開発及び調査研究の充実

海上交通の安全に関する研究開発及び海難原因究明のための総合的な調査研究を推進し、その成果を速やかに安全対策に反映させることにより、海上交通の安全の確保を図る。

- 1 海上交通の安全に関する研究開発の推進
- 2 海難原因究明のための総合的な調査研究の推進